





民生委員・児童委員活動と 個人情報 の 取り扱いに関する手引き

改訂版



発行:大阪府民生委員児童委員協議会連合会



平成21年3月

民生委員・児童委員が個人情報を取り扱う際の5原則

1. 情報を集める目的について本人に説明し、理解を求める
2. 正確な情報を収集する
3. 管理は慎重に行い、第三者に話さない、紛失・流出しないよう気をつける
4. 活動に必要な情報を関係機関と共有することが必要な場合は、本人に説明し、了解を得る
5. 迷ったとき、困ったときは一人で悩まず、民児協や地区委員会へ相談する

民生委員・児童委員活動と個人情報の取り扱いに関する手引きの改訂にあたって

大阪府民生委員児童委員協議会連合会
会 長 羽原 義人

個人情報保護法が平成15年5月に公布され、同17年4月に全面施行されました。

同法の施行や「自分の情報がどのように扱われているか」という関心の高まりを背景に、私たち民生委員・児童委員は、民生委員法に定められた守秘義務を守り、身近な地域で支援を必要とする人への相談活動にあたっています。

一方で、民生委員・児童委員が支援を要する人への相談援助活動を行う際には「ひとりで抱え込まない」ことが大変重要です。関係機関や地域住民と協力しながら支援を行うためには、支援を要する人の情報を関係機関(者)と共有していくことが必要不可欠です。個人情報保護法に過剰に反応し過ぎるあまり、必要な情報共有が行えない、あるいは困った時に誰にも相談できずに民生委員・児童委員が自分一人で抱え込んでしまうようでは、活動をする委員だけでなく、支援を要する本人に不利益をもたらしかねません。

また、個人情報保護法施行後、行政をはじめとする関係機関から活動に必要な情報提供が得られにくい状況も見受けられるようになりました。しかし、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の推進をはじめとした活動をきっかけに、平成19年8月には厚生労働省より、災害時要援護者の支援にあたり、「市町村は民生委員・児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員・児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい」旨の通知が出されました。

この手引きは平成17年9月に本会で発行した「民生委員児童委員活動と個人情報保護法に関する手引き」を本会の企画調査委員会において改訂したものです。守秘義務を理解するための前提となる「個人情報」とは何か、取扱う際に配慮すべき点について、全国民生委員児童委員連合会が平成17年5月に発行した「民生委員・児童委員活動と個人情報」～住民の個人情報の適切な取扱いのために～をもとにまとめたほか、上記の厚生労働省通知や、個人情報の取り扱いに関する実践例を加え、実際の活動に役立つよう改訂を行いました。なお、改訂にあたっては、本町法律事務所の川上確弁護士にご助言をいただきました。この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

この手引きを各民生委員児童委員協議会や地区委員会などでの学習に用いていただくとともに、民生委員・児童委員一人ひとりが必要に応じて確認しながら日常の活動に活かしていただければ幸いです。

平成21年3月

目 次

第1章	個人情報保護と民生委員・児童委員活動	1
	1. 個人情報保護法制定の背景	2
	2. 民生委員・児童委員活動と個人情報保護	2
	3. 個人情報とは	2
	4. 個人情報に関して誰もが持っている権利	3
	5. 個人情報はなぜ保護されなければならないのか	3
第2章	民生委員・児童委員活動と個人情報の取り扱い	5
	1. 民生委員・児童委員活動に不可欠な住民の個人情報	6
	2. 民生委員・児童委員活動を進める際の個人情報の収集・記録の留意点	9
	3. 民生委員・児童委員活動上の個人情報保護のための適切な情報管理	10
	4. 当事者からの要求への対応	11
第3章	個人情報の取り扱い安全度チェック	13
第4章	関係機関との情報共有について	19
	1. 社会福祉援助活動と個人情報	20
	2. 情報共有に向けた具体的な取り組み	22
第5章	個人情報漏えい事故が起こった場合の対応	27
	1. 漏えいが起こってしまった場合の対応	28
	2. 民生委員活動に関する情報漏えい保険制度	28
	3. 市町村民児協からの報告と報道機関への公表	28
第6章	民生委員・児童委員活動に関するQ&A	31
参考資料	37
	1. 個人情報の保護に関する法律の概要	38
	2. 児童委員の活動要領	44
	3. 福祉票の作成とその取り扱いに関する基本的考え方 （平成12年、全国民生委員児童委員連合会指針）	49
	4. 福祉票の解説 （大阪府 民生委員児童委員活動ハンドブック〔平成20年3月〕）	54
	5. 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について （平成19年8月10日、厚生労働省通知）	57
	6. 「災害時要援護者対策の進め方について」～避難支援ガイドラインの ポイントと先進的取組事例～（平成19年3月）より抜粋	65
	7. 市町村地域福祉計画の策定について （平成19年8月10日、厚生労働省通知）	76